

福岡都市圏南部最終処分場運転維持管理業務

要求水準書

令和 2 年 10 月

福岡都市圏南部環境事業組合

福岡都市圏南部最終処分場運転維持管理業務 要求水準書（案）

目 次

1 総則	1
2 業務概要	1
3 履行期間	2
4 一般事項	2
(1) 関係法令等の遵守	2
(2) 本業務のための人員等	2
(3) 保険への加入	3
(4) 技術能力	3
(5) 緊急時の対応	3
(6) 労働災害の防止	3
(7) 第三者への安全対策	3
(8) 地域経済への配慮	3
(9) 許認可等の取得	3
(10) データの保管及び報告書の作成等	3
(11) 組合ホームページにおける公表データの作成支援	3
(12) 委託期間終了時の引継対応	4
5 受託者の業務範囲	4
(1) 運転維持管理業務の準備業務等	4
(2) 埋立に関する業務	4
(3) 浸出水処理施設に関する業務	5
(4) 電気工作物保守管理業務	9
(5) 遮水管理システム保守管理業務	10
(6) 施設全体に関する業務	10
6 組合の業務範囲	11
(1) 埋立廃棄物の搬入	11
(2) 周辺井戸水の環境監視	11
(3) 最終処分場の環境監視	11
(4) 地元への対応	12
(5) 本業務の実施状況監視	12
(6) 行政視察への対応	12
(7) 委託費の支払い	12
(8) その他	12
7 組合が貸与するもの	12
8 費用負担	12
(1) 覆土材	12

(2) 法面保護材	1 2
(3) ガス抜き管巻き立て砕石（栗石）及び循環柵用砕石（栗石）	1 2
(4) ガス抜き管	1 2
(5) 埋立機材	1 3
(6) 電気	1 3
(7) 上下水道	1 3
(8) 薬品	1 3
(9) 通信	1 3
(10) テレビ受信料	1 3
9 リスクマネジメント	1 3
添付資料	1 4

1. 総則

本要求水準書（案）は、福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）一般廃棄物最終処分場（以下「本施設」という。）の運転維持管理業務について、本施設の基本性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、安定性、効率的、総合的及び一体的な業務を行うことを目的として「福岡都市圏南部最終処分場運転維持管理業務」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

本要求水準書（案）は、本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、募集要項（要求水準書（案）、様式）に明記されていない事項であっても、事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「受託者」という。）の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

2. 業務概要

本業務は、受託者に本施設の運転、管理、埋立、日常点検、定期点検、補修（小修繕）消耗品等の調達等（以下「運転維持管理業務」という。）を委託するものである。

本業務は、業務契約締結日の翌日より令和 8 年 3 月 31 日までの期間にわたり、本施設の運転維持管理業務を組合から受託者へ委託するものである。

受託者は、循環式の準好気性埋立構造及び浸出水処理施設の基本性能を維持し、受託者の提案による創意工夫のもと、安全・安心な運転維持管理を行うものとする。

なお、施設概要を下記に示す。

施設名称		福岡都市圏南部最終処分場			
所在地		福岡県大野城市大字中 906-12			
埋立期間		平成 2 8 年 4 月～令和 2 3 年 3 月（2 5 年間）			
敷地面積		約 1 5 . 8 h a			
埋立面積		2 5 , 0 0 0 m ²			
埋立容量		5 1 6 , 0 0 0 m ³			
埋立構造		準好気性埋立構造			
埋立方法		セル方式			
浸出水処理施設	建築構造	鉄筋コンクリート造 3 階建			
	床面積		1 階	2 階	3 階
		管理棟	147.3 m ²	165.9 m ²	404.2 m ²
		水処理棟	287.6 m ²	255.6 m ²	36.8 m ²
	処理能力	処理量：1 8 0 m ³ /日			
		浸出水調整槽： 5 , 0 0 0 m ³			
		浸出水調整池：1 1 , 0 0 0 m ³			
	処理方式	生物処理＋凝集沈殿処理			
	放流先	公共下水道			

その他の施設	防災調整池	防災調整池	防災調整池	防災調整池	防災調整池	防災調整池
		A	B	C	D	場外
		2,640m ³	1,350m ³	4,020m ³	1,370m ³	700m ³
	道路	搬入道路	管理道路 1	管理道路 2	場内管理道路	
		450m	670m	770m	－	
	水路	法面水路：約 3,200m				
一般水路：約 4,400m						
施工企業		土 木：フジタ・九州総合・見城建設 JV 設備・建築：日立造船・有澤建設 JV				

3. 履行期間

(1) 準備期間：業務委託契約締結の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(2) 業務期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1) 準備期間の業務

①業務実施計画書の作成

4. 一般事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、本業務遂行にあたり、以下に示す法律、条令を含む関係法令、県及び組合の条例、関連規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、公害発生を防止するとともに本施設の適正な運転維持管理を行うこと。なお、関係法令等の遵守は受託者の責任と負担において行うこと。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）
- ・ 公害関係法令
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 電気事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 下水道法
- ・ 道路法
- ・ その他関係法令及び規格基準

(2) 本業務のための人員等

受託者は、運転維持管理業務を適切に行うために必要な資格の有資格者及び人員を自ら又は構成員、協力会社にて確保し、本施設の運転維持管理業務にあたるものとする。

なお、人員の確保にあたっては、地元※での雇用促進に配慮したものであること。

また、適切な組織構成を計画し総括責任者を置き、組合へ組織構成の確認を受けること

とし、総括責任者は本施設に常駐するものとし技術管理者を兼ねることができるものとする。

技術管理者については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定める資格を有するものとする。

※地元とは、組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市である。

(3) 保険への加入

組合は、本施設に係る建物を対象とした火災保険として、建物総合損害共済に加入しているが、受託者は、本施設の運転維持管理業務に伴うリスクに備えるため、第三者損害保険、火災による損害を補償する保険等の必要な保険に加入するものとする。

また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を受けるものとする。

(4) 技術能力

受託者は、技術研修等により技術能力の向上及び技術水準の確保を図り、効率的な運転維持管理を行うこと。

(5) 緊急時の対応

受託者は、業務時間外及び休日であっても、施設のトラブルや不測の事態が生じる恐れがある場合、初動を含め速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(6) 労働災害の防止

受託者は、業務実施にあたって、危険防止対策を十分に行い、作業員への安全指導を徹底し、労働災害の発生が無いように努めること。

万一事故が発生した場合は、受託者の責任において解決しなければならない。

また、それに要する費用は受託者の負担とする。

(7) 第三者への安全対策

受託者は、第三者の立ち入りに十分配慮すること。特に地元へ開放する管理道路2（周回道路）については、組合と対策を協議すること。

(8) 地域経済への配慮

受託者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。

(9) 許認可等の取得

受託者は、本業務を実施するまでに、本業務に必要な許認可等を取得しておくこと。

(10) データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本施設の運転維持管理業務に係る維持管理報告書（日報、月報及び年報）の作成、運転維持管理業務における履歴情報及びコストデータ等各種データの保管を行うこと。維持管理報告書に記載すべき内容については、5.（2）（3）（4）（5）（6）の運転維持管理業務等の内容とする。

(11) 組合ホームページにおける公表データの作成支援

受託者は、組合が廃棄物処理法第8条の3第2項に基づき、組合ホームページで公表する一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報について、公表データの作成支援を行うこと。

(12) 業務委託期間終了時の引継対応

受託者は、次期受託者確定後、業務マニュアルや業務フローの提供及び説明、機器操作の実地指導など、運転維持管理に必要とされる業務引継ぎを行うこと。

5. 受託者の業務範囲

運転維持管理の対象施設は下記のとおりであり、点検、維持管理を行うものとする。

最終処分場を構成する貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水施設、浸出水集排施設、浸出水調整槽（調整池）、循環桝、ガス抜き管、防災調整池、搬入（場内）道路、周回遊歩道、監視設備、機械設備、配管設備、電気設備、遮水管理システム、工作物、建築物、建築設備、門扉、フェンス等
その他本施設に付帯するもの。

(1) 運転維持管理業務の準備業務等

受託者は、業務委託契約締結後速やかに、準備期間において本施設の現状の確認を行い、試運転に係る計画書を提出し、組合に確認を受けること。

また、運転期間開始までに運転維持管理業務に係る業務実施計画書を提出し、組合の確認を受けること。※年度毎に提出

(2) 埋立に関する業務

1) 受入業務

①受託者は、埋立物（福岡都市圏南部工場からの焼却残渣）の確認及びデータ管理、報告等を行うこと。

②受入日は、原則として、月曜日から金曜日とする。ただし、大型連休や年末年始において、組合が臨時に指示する日は休業日とする。

③受入時間は、原則として、午前 9 時から午後 4 時迄とする。

④埋立物搬入車両の到着、退出時毎に最終処分場門扉の開閉を行い、関係者以外の出入りを禁ずること。

2) 埋立・管理業務

受託者は、適正かつ安全な埋立作業及び埋立管理を行うために以下の業務を実施すること。

①計画埋立処分量

計画埋立処分量の参考値は以下のとおりである。

計画埋立処分量：約 11,000 t／年

②埋立計画の立案

埋立計画を立案し、事前に組合と協議し承諾を得ること。

③埋立作業

(ア) 処分場内での搬入車両の誘導、排出場所等の指示

(イ) 搬入廃棄物の確認

(ウ) 廃棄物の埋立、整地、転圧作業（埋立厚さ 1.0m～2.5m 程度）

- (エ) 法面部の保護土積み上げ
- (オ) 廃棄物の飛散防止及び臭気対策、即日覆土の実施（覆土厚さ 0.2m 程度）
- (カ) 火災発生防止に必要な措置
- (キ) 覆土材の場内運搬、管理
- (ク) 搬入車両の埋立地内での通路の確保
- (ケ) 管理道路等の清掃の実施
- (コ) ガス抜き管及び循環柵の栗石等での巻き立て（嵩上げ）
- (サ) 場内で仮置きしている栗石等の管理
- (シ) 受託者が遮水シート等を破損した場合は、速やかに組合に報告し、復旧計画を立案すること。なお、現状復帰に要する費用は受託者の負担とする。
- (ス) 露出している保護マットの点検及び補修を行うこと。
- (セ) 気象情報に基づき、風水害が予想される場合は、組合に連絡の上、必要な事前対策及び対応措置をとること。
- (ソ) 埋立地内の雨水排除に関する措置

④埋立管理

受託者は、業務期間中に行った実績を継続的な記録として残すために以下の書類、図書、電子データ等を保管管理すること。

- (ア) 定期的な定点写真撮影、法面保護土整備等の写真撮影
- (イ) 月次残容量計算書台帳（残余容量を的確に把握、確認するため、年度末において現地測量を行い、数値データとして管理する。）
- (ウ) 月次埋立進捗出来高管理図、測量データ
- (エ) ガス抜き管及び循環柵の栗石等での巻き立て（嵩上げ）の施工
- (オ) 傾斜地及び締め切り定直壁傾斜測量観察
- (カ) 実績報告書（日報、月報及び年報を作成し、管理記録を保管すること。）

(3) 浸出水処理施設に関する業務

1) 浸出水処理施設の運転業務

受託者は、最終処分場より排出される浸出水を管理基準に適合させ、適正かつ安全に処理できるように処理施設を運転すること。

①計画処理量

前年度までの実績や気象庁（太宰府観測所）等の降雨量データをふまえ、計画処理量を想定し運転維持に努めること。

（参考）処理量

- ・平成 28 年度：62,473.0 m³
- ・平成 29 年度：27,221.0 m³
- ・平成 30 年度：35,282.1 m³
- ・令和元年度：44,491.4 m³

②計画原水水質

前年度までの実績をふまえ、以下に基準値を示す。

項 目	基準値
p H	8～12

B O D	100mg/L 以下
C O D	100mg/L 以下
S S	50mg/L 以下

③放流水の水質（管理基準）

放流水の水質（管理基準）を以下に示す。

項 目	基準値
p H	5.8～8.6
B O D	40mg/L 以下
C O D	50mg/L 以下
S S	10mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1・2－ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1・1－ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス－1・2－ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1・1・1－トリクロロエタン	3mg/L 以下
1・1・2－トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1・3－ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チラウム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベルカンプ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1・4－ジオキサン	0.5mg/L 以下

フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	60mg/L 以下
ヨウ素消費量	220mg/L 以下
温度	45 度以下

2) 脱水汚泥搬出業務

浸出水処理施設において発生した脱水汚泥は、場内処分を基本とする。

①受託者は、場内埋立地までの運搬及び処分業務及び計量報告書を提出すること。

②業務を実施するにあたって、必要な運搬車両を確保すること。積載重量は4 t 以下とする。

3) 維持管理業務

受託者は、本施設の機能を適正に維持することを目的として、維持管理業務を実施すること。

①運転監視業務

受託者は、浸出水処理施設が総合的に発揮すべき性能を確保するため、以下の運転監視業務を実施すること。

(ア) 監視室及び現場における監視、操作及び記録等の作業

(イ) 日報、月報及び年報を作成し、管理記録を保管すること。

②保守点検業務

受託者は、浸出水処理施設の正常な機能及び運転を確保するため、以下の保守点検業務及び軽微な修繕等を実施すること。

(ア) 日常点検、月例点検、法定点検、検知された異常に対して行う臨時点検

(イ) 地震、台風等の災害時の点検

(ウ) 故障修理（突発的に発生した故障の事後修理）

(エ) 小修繕（機器類の修理、配管改修や消耗品の交換等）

(オ) 槽の清掃

(カ) 薬品類の購入（希硫酸・塩化第二鉄）、管理、補充、交換等

※購入量は以下のとおりである。この量を超える場合には、組合より支給する。

・希硫酸：2,000（L／年） ・塩化第二鉄 ：1,000（L／年）

③水質分析業務

受託者は、浸出水処理施設から排出する処理水が管理基準を遵守するように浸出水・処理水等について、以下の水質分析業務を実施すること。

(ア) 水質管理のため、受託者自ら行う分析

(イ) 受託者が他の分析機関に委託して行う分析項目及び頻度は添付資料 10 に示す。

なお、計量証明書は組合へ提出すること。

④水処理施設管理における台帳の管理保管

受託者は、業務期間中に行った実績を継続的な記録として残すために以下の書類、図書、電子データ等を保管管理すること。

(ア) 浸出水処理設備管理記録台帳

(イ) 脱水設備記録管理台帳

(ウ) 薬品使用量記録台帳

(エ) 水質測定分析記録台帳

(オ) 故障・修理・整備等記録台帳

(カ) 実績報告書（日報、月報及び年報を作成し、管理作業実施記録を保管すること。

⑤消防設備点検業務

受託者は、施設に設置してある消防設備について、消防法に基づき保守点検・修理を実施すること。対象設備を以下に示す。（誘導灯含む）なお、消防立会検査等の立会及び協力をする事。

機器収容箱	埋込型	5 面	SUT-01M6L-47SGB
煙感知器	2 種 光電式 露出型	26 個	2KH3
	3 種 光電式 露出型	3 個	3KH3
差動式感知器	2 種 露出型	15 個	2SC1-L
定温式感知器	1 種 70℃	2 個	1CC1-70-L
	1 種 防水型 70℃	1 個	1CC2-70-LW
	特種 60℃	1 個	TCC-60-L
配線		1 式	
非常用照明		22 灯	
消火器		7 本	
誘導灯		5 灯	

⑥空調設備点検業務

受託者は、施設に設置している空調設備について、建築保全業務共通仕様書（国土交通省）に基づき保守点検を実施すること。

空調機器設備表を添付資料 11 に示す。

⑦給水装置点検業務

受託者は、施設に設置している給水装置について、大野城市水道事業給水条例に基

づき簡易専用水道に準じた管理を行うこと。

⑧昇降機設備点検業務

受託者は、施設に設置している昇降機設備について、建築基準法に基づき保守点検・修理を実施すること。

積載量：750kg, 11 人乗り

⑨計装電算設備保守

受託者は、施設に設置している各計装設備、電算機設備及び福岡都市圏南部工場に設置する遠方監視装置について、取扱説明書等により必要とされる点検、清掃、調整等を行うほか、専門業者（機器製造メーカー）による保守点検（必要な消耗部品等の取り替えを含む。）を年 1 回以上実施すること。（範囲：計装設備・添付資料 5・6、電算機設備・添付資料 12）

⑩監視モニタ設備保守

受託者は、施設に設置している I T Vカメラ、モニタ及び付帯設備について、専門業者（機器製造メーカー）による保守点検（必要な消耗部品等の取り替えを含む。）を年 2 回以上実施すること。（範囲：添付資料 12）

⑪太陽光発電設備保守

受託者は、施設に設置している太陽光発電設備について、最新版の太陽光発電システム保守点検ガイドライン（（一社）太陽光発電協会）による保守点検を実施すること。

発電容量：15kW

⑫風力発電設備保守

受託者は、施設に設置している風力発電設備について、最新版の小形風車導入手引書（（一社）日本小形風力発電協会）による保守点検を実施すること。

形式：風レンズ風車 発電容量：1kW

⑬その他業務

受託者は、浸出水処理施設の屋内及び屋外施設の清掃業務を実施すること。

（４）電気工作物保守管理業務

受託者は、電気設備の保安を図るため、電気主任技術者を独自もしくは委託により選任し、保安規程に基づき、自家用電気工作物を定期的に点検・検査すること。

１）対象自家用電気工作物

対象自家用電気工作物を以下に示す。

- ①受電電圧 6, 600V
- ②負荷電圧 3 相 440V 及び 220V
- ③変圧器容量計 325kVA

２）業務内容

- ①月次点検、年次点検、臨時点検及び電気事故等の異常発生時の対応等を行うこと。
- ②業務に必要な資料・書類を作成し、監督部署に提出すること。

(5) 遮水管理システム保守管理業務

受託者は、遮水管理システムのデータの管理及び定期的な点検を行うこと。

また、データに異常が発生した場合は、原因を究明するとともに、速やかに組合と協議を行い、対策を検討すること。

(6) 施設全体に関する業務

1) 警備業務

受託者は、管理事務所等の建屋及び敷地内における防犯、火災異常の監視業務及び緊急時の通報や対処業務を行うこと。

①管理事務所等の建屋全体

②敷地境界に設けた門扉

③関係者以外の入場の禁止

2) 清掃業務

受託者は、管理事務所等の日常清掃及び定期清掃を行い、建物内を清潔に保つこと。

また、敷地内施設の機能保全や景観保全のために定期清掃を行い、機能を維持すること。なお、発生する廃棄物は適正に処理すること。

①日常清掃

事務所、玄関ホール、トイレ、その他必要な場所の清掃

②定期清掃（建物内）

(ア) 床表面の剥離洗浄後、ワックス仕上げ（年2回程度）

(イ) その他準備するもの

・トイレットペーパー、ごみ袋などの衛生消耗品

・清掃業務に必要な各種器具及び材料等

③定期清掃（屋外）

屋外清掃箇所及び頻度を以下に示す。

清掃箇所	頻度
道路（搬入・管理・周回遊歩道）	適宜
場内雨水排水路・道路側溝・溜桝	適宜
洗車施設	適宜
浸出水調整槽・浸出水調整池	委託期間内1回以上
防災調整池（5箇所）	委託期間内1回以上
場内の散水	適宜

※槽及び池は、機能を損なわないよう適切に管理すること。

3) 植栽管理等業務

受託者は、組合管理用地内の植栽樹木の剪定及び保全区域内の倒木の処理等を行い、美観、景観保全に努めること。（①～④の範囲を添付資料13・14に示す）

①植栽樹木の管理業務

適切な管理及び消毒等を行うこと。管理樹木を以下に示す。

※剪定：高木の剪定は不要だが、低木は委託期間中に3回程度の剪定を行う。

なお、施設管理及び景観上、剪定が必要と思われる場合は適切に管理すること。

消毒：年間2回程度

樹種	本数
桜、ヤマボウシ等の高木	235本
ツツジ等の低木	2,500㎡
シバザクラ、芝等の地被類	2,200㎡

②除草業務

維持管理に支障をきたさないように、また、景観保全のために除草を行うこと。

③既存樹木の倒木処理業務

組合管理用地内の樹木が維持管理に支障をきたさないように、また、第三者の通行等の妨げにならないように、予防措置及び倒木の処理を行うこと。

④花壇、フラワーポットの植栽業務

受託者は、出入り口付近及び管理事務所の花壇、フラワーポットの植え替え（5㎡程度）を定期的に行うこと。※年間3回程度

⑤その他

剪定及び倒木処理等の処分や花壇等の植え替えに要する費用は、受託者の負担とする。

「グリーンヒルまどか」の文字を植栽文字等で明示できるよう対応し、維持管理すること。

4）急傾斜地及び残土置場の保全監視業務

受託者は、急傾斜地（組合管理用地）及び残土置場を定期的に監視・管理すること。

降雨等より浸食等が確認された場合は、組合へ報告すること。

（範囲：添付資料15）

5）その他の業務

①施設見学（行政視察除く）等の対応

②住民開放デーの対応

③組合職員不在時の電話等の対応

6．組合の業務範囲

組合が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

（1）埋立廃棄物の搬入

組合は、最終処分場に埋立廃棄物を搬入する。

（2）周辺井戸水の水質監視

組合は、本施設周辺の井戸水の水質調査を実施する。

（3）最終処分場の環境監視

組合は、最終処分場の環境監視として観測井の水質調査を実施する。

また、必要に応じて、大気質、騒音等の測定を実施する。

(4) 地元への対応

組合は、中区最終処分場監視委員会への管理状況報告等の地元対応を行う。

(5) 本業務の実施状況監視

組合は、受託者により実施される運転維持管理業務の監視を行い、本施設の維持管理の方法について協議し、必要に応じて実施計画書を本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

実施状況の監視は、本施設に備えられた測定機器により得られる諸データ、受託者から提出される各種報告書及び立会等において行う。

また、組合は、本施設に係る計測、分析を必要に応じて実施する場合がある。

(6) 行政視察への対応

組合は、行政視察への対応を行う。

(7) 委託費の支払い

組合は、適正に業務が履行されたと認められた場合、本施設の運転維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を受託者に支払う。

(8) その他

- ・官庁等への各種提出書等の届出
- ・組合ホームページにおける一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報の更新

7. 組合が貸与するもの

本業務の遂行にあたり、組合が貸与するものは、次のとおりである。

ただし、受託者は善良なる管理を行うものとし、受託者の帰すべき事由により汚損や破損した場合は、受託者の責により原形に復すること。

①管理棟内の控え室・更衣室

8. 費用負担

(1) 覆土材

覆土材は、覆土仮置場の組合が準備した材料を使用し、委託期間中の覆土材の必要量は満足する。

(2) 法面保護材

法面保護材は、覆土仮置場の材料を使用するものとする。なお、法面保護材として適さない場合は、組合で調達し、支給する。

(3) ガス抜き管巻き立て砕石（栗石）及び循環柵用砕石（栗石）

ガス抜き管巻き立て及び循環柵に使用する砕石（栗石）は処分場内に仮置きしている材料を使用するもの。

(4) ガス抜き管

ガス抜き管の延伸に使用する材料は、組合が調達し、支給する。

(5) 埋立機材

埋立作業及び維持管理に必要な重機等の機材は、受託者が全ての費用を負担する。

(6) 電気

本施設で使用する電力については、組合が全ての費用を負担する。

(7) 上下水道

本施設で使用する上下水道については、組合が全ての費用を負担する。

(8) 薬品

浸出水処理施設で使用する薬品等「※7頁の3)・②の購入量を除く薬品」については、組合が調達し、支給する。

(9) 通信

本施設で使用する電話・ファックス等の通信設備・サービスについては、受託者名義で調達し、受託者が全ての費用を負担する。

なお、組合が所有し使用するものは除くものとする。

(10) テレビ受信料

本施設で使用するテレビの受信料については、受託者が負担する。

なお、組合が使用するものを除くものとする。

9. リスクマネジメント

(1) 管理基準値の遵守

受託者は、実施した水質分析の測定結果において、処理水の管理基準値が適合しない場合は、原因を究明、改善計画を提案、改善作業、運転データの確認後、平常運転状態への復帰を図ること。

なお、組合による改善計画の確認、改善作業の完了の確認を行うものとする。

添付資料

添付資料－ 1	最終処分場平面図
添付資料－ 2	建築平面図－ 1
添付資料－ 3	建築平面図－ 2
添付資料－ 4	浸出水処理施設図－ 1
添付資料－ 5	浸出水処理施設図－ 2
添付資料－ 6	浸出水処理施設図－ 3
添付資料－ 7	浸出水調整槽構造図－ 1
添付資料－ 8	浸出水調整槽構造図－ 2
添付資料－ 9	浸出水調整池構造図
添付資料－ 1 0	水質分析項目
添付資料－ 1 1	空調設備機器表
添付資料－ 1 2	システム構成図
添付資料－ 1 3	植栽管理範囲－ 1
添付資料－ 1 4	植栽管理範囲－ 2
添付資料－ 1 5	保全監視範囲